

身体的拘束適正化のための指針



特別養護老人ホーム こすもす俱楽部

R5年度

身体的拘束適正化・虐待防止委員会

前期の研修2"

使用した資料です。

1. 身体的拘束適正化に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束適正化に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止している。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

- ア. 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- イ. 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う意外に代替する介護方法がないこと。
- ウ. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件をすべて満たすことが必要となる。

2. 身体的拘束適正化に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行う。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のこと取り組みます。

- ア. 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- イ. 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ウ. 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協同で個々に応じた丁寧な対応をする。
- エ. 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化委員会において検討する。
- オ. 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努める。

3. 身体的拘束適正化に向けた体制

(1) 身体拘束適正化のための対策を検討する委員会の設置

当施設では、身体的拘束適正化に向けて「身体拘束適正化委員会」を設置する。

- ア. 設置目的
 - イ. 施設内での身体拘束適正化に向けての現状把握、及び改善についての検討
 - ウ. 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討、及び手続き
 - エ. 身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - オ. 身体的拘束適正化に関する職員全体への啓発・指導

(2) 身体拘束適正化委員会の構成員

施設長、看護職員、生活相談員、介護支援専門員、管理栄養士、機能訓練指導員、介護職員（各ユニットリーダー）とする。

この委員会の責任者は、施設長とする。

(3) 身体拘束適正化委員会の開催

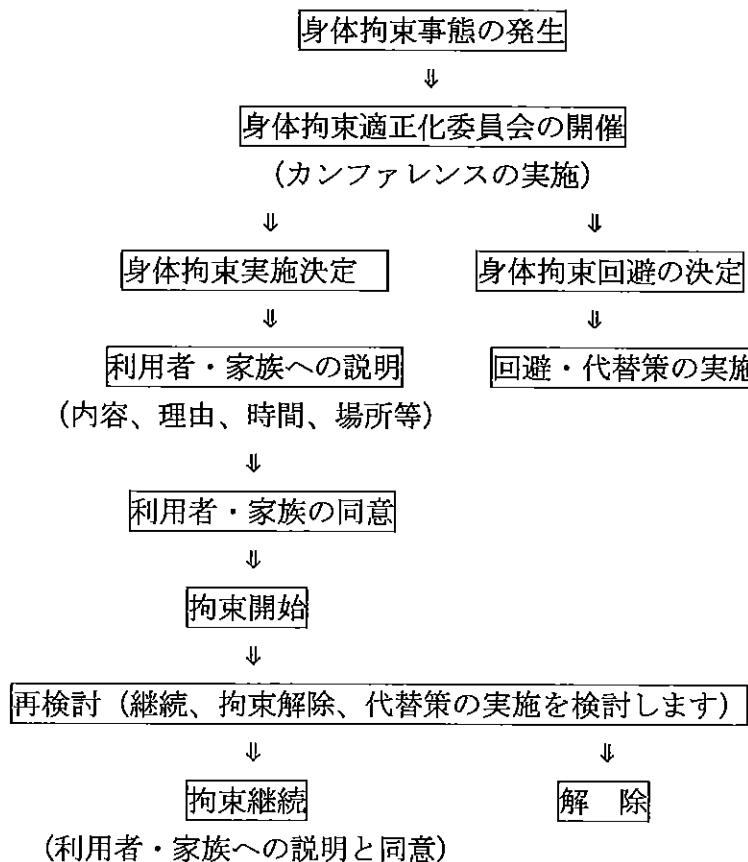
3ヶ月に1回以上開催する。ただし、必要時には随時開催する。

4. やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

(1) 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為は以下の行為である。

- ア. 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- イ. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ウ. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- エ. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- オ. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないよう
に、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- カ. 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰
ベルト、車椅子テーブルをつける。
- キ. 立ち上がる能力の有る人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ク. 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ケ. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- コ. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- サ. 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

(2) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず
身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。



5. 身体拘束適正化に向けた各職種の役割

身体拘束の適正化のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(施設長の役割)

身体拘束適正化委員会の総括管理、ケア現場における諸課題の総括責任

(看護職員の役割)

医師との連携、施設における医療行為の範囲の整備、重度化する利用者の状態観察、記録の整備

(生活相談員・介護支援専門員の役割)

身体的拘束適正化に向けた職員教育、医療機関、家族との連絡調整、家族の意向に添ったケアの確立、施設のハード、ソフト面の充実、チームケアの確立、記録の整備

(栄養士の役割)

経鼻・経管栄養から経口への取組みとマネジメント、利用者の状態に応じた食事の工夫

(介護職員の役割)

拘束がもたらす弊害を正確に認識する、利用者の尊厳を理解する、利用者の疾病、障害等による行動特性の理解、利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める、利用者とのコミュニケーションを充分にとる、記録は正確かつ丁寧に記録する

6. 身体的拘束適正化のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束の適正化と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行う。

(定期的な教育・研修の実施)

新任者に対する身体的拘束適正化のための研修を実施する。また、この指針に基づいた定期的な教育(年2回以上)を開催する。

7. 適用年月日

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

※玄関にて指針を掲示する。

ア. カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性、非代替性、一時性の3要素のすべてをみたしているかどうかについて検討、確認する。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。また廃止に向けた取組み改善検討会を早急に行い実施に努める。

イ. 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組み方法等を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

ウ. 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかつた理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようとする。

エ. 拘束の解除

ウ. の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者、家族に報告する。

※身体的拘束の適正化に関する記録物については、利用者や家族等求めに応じ閲覧可能である。

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

利用者氏名： 様

- 下記の状態①②③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- 利用者（入所者）本人または他の利用者（入所者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い（切迫性）
- 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護・看護方法が無い（非代替性）
- 身体拘束その他の行動制限が一時的である（一時性）

以上

個別の状況による拘束の必要な理由	PEG 造設により、自己抜去する恐れがある為
身体拘束の方法 (場所・行為・部位内容)	つなぎ服の着用・両手にミトンの着用
拘束の時間帯及び時間	常時
特記すべき心身の状況	嘱託医より指示あり。自己抜去時は、早期の受診が必要になる。 自己抜去の可能性が無くなれば解除する。
拘束開始及び解除の予定	令和 5 年 8 月 28 日 11 時から 令和 5 年 11 月 28 日 11 時まで

※上記の件に関して、修正あれば都度報告します。

※上記のとおり実施します。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム こすもす俱楽部

施設長

中嶋 恵子

印

説明者

川上 泉

印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏 名

(本人との続柄)

印

)

身体拘束の解除に関する説明書

利用者氏名：_____様

*身体拘束は、①切迫性がある・②代替する介護・看護方法が無い・③その行動制限が一時的である、この3つの条件をすべて満たす場合のみ実施する事ができますが、経過を見てこれらを満たさなくなつたと判断される場合、身体拘束は解除しなければならないと規定されています。

身体拘束の解除を行う為の理由

- ①切迫性の消失：差し迫って、本人または他利用者に危害が及ぼないと考えられる為。
- ②代替性の発生：行動制限を行う以外に代替する介護・看護方法が考えられる為。
- ③一時性の履行：身体拘束その他の行動制限が一時的であり、解除できると判断できる為。

1.現在実施されている身体拘束の種別

- ベッドの4点柵 ベルト等による行動の制限 薬等による行動の制限
- その他 ()

2 この度の身体拘束を実施した期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (計 ケ月間)

3.1.を解除するに当たり、考えられるリスク

- 転倒・転落 異食等 暴言・暴力等 昼夜逆転 体調の変化
- その他 ()

備 考

上記の通り説明致しました。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム こすもす俱楽部

施設長

中島 恵子

印

説明者

川上 泉

印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、リスクを確認し同意しました。

令和 年 月 日

氏名

印

(本人との続柄)

身体拘束 実施時間記入用紙	拘束内容()												氏名	年 月 様										
	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時
1日																								
2日																								
3日																								
4日																								
5日																								
6日																								
7日																								
8日																								
9日																								
10日																								
11日																								
12日																								
13日																								
14日																								
15日																								

※拘束時間が分かかるように、線を引いてください。

身体拘束 實施時間記入用紙 拘束内容() 氏名 様年月

岡山 NEWS WEB

[岡山の深掘り記事](#)[岡山放送局 トップ](#)

岡山 NEWS WEB

[岡山の深掘り記事](#)[岡山放送局 トップ](#)

赤磐の特別養護老人ホームで虐待 市が行政処分改善を勧告

07月10日 16時05分

赤磐市にある特別養護老人ホームで、従業員が入所者に身体的、心理的な虐待を行っていたことがわかり、赤磐市が入所者の新規受入停止の行政処分を行うとともに、改善を勧告しました。

赤磐市の発表によりますと、赤磐市西脇部の特別養護老人ホーム

「まごころの里赤磐」では、~~これまで4月までの1年以上にわたって、従業員4人が入所者8人に対し、身体的・心理的な虐待を行っていました。~~

このうち、去年12月ごろには、60代の従業員が女性の入所者が眠っている車イスを通常の速度以上で押し、段差で転落させてケガをさせるなど身体的な虐待が8件明らかになりました。

また今年4月ごろには、30代の従業員が別の女性の入所者から、トイレの介助の依頼を受けると、「自分で行けるじゃろ」「お金を出せ。高いぜ」と言うなど、心理的な虐待が8件、~~ネグレクトが5件~~明らかになりました。

赤磐市は介護保険法に違反するとして、この施設に対し、新たな利用者の受け入れを8月1日から6か月間停止する行政処分を行いました。

また利用者の立場に立ったサービスを行うよう改善勧告も行い、再発防止を求めました。

施設を運営する「社会福祉法人まごころ」の西山圭祐事務局長は「入所者や家族ら関係者に大変な迷惑ご心配をおかけし申し訳ありません。このような事案が二度と起きることがないよう努めます」とコメントしています。

[岡山のニュース一覧へ戻る](#)[岡山のニュース一覧へ戻る](#)シェアする   シェアする   

キーワードを入力



マイページ

購入履歴



トップ

速報

ライブ

エキスパート

オリジナル

みんなの意見

ランキング

有料

主要

国内

国際

経済

エンタメ

スポーツ

IT

科学

ライフ

地域

トピックス一覧

入所男性がパンを詰まらせ死亡、特養ホーム側に2490万円賠償命令…「危険性を認識できた」

8/7(月) 19:50 配信 ■ 317

読売新聞 オンライン

名古屋市西区の特別養護老人ホームで、入所中の男性（当時88歳）がパンを喉に詰まらせて死亡したのは職員らが見守りを怠ったのが原因だととして、遺族が施設側に計約2960万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が7日、名古屋地裁であった。藤根康平裁判官は施設側の安全配慮義務違反を認定し、計約2490万円の支払いを命じた。

名古屋高裁

【図】介護施設の死亡事故、公表状況は？

判決によると、男性は要介護認定を受けて施設に入所していた2021年11月、朝食のロールパンを喉に詰まらせて窒息死した。男性は約1か月前にもロールパンを喉に詰まらせていた。

訴訟で、施設側は「男性は自分で食べることができたので、常に見守る義務はなかった」と主張。これに対し、藤根裁判官は「これまでと同じ態様で食事を提供すれば、より重篤な結果が生じる危険性を認識できた」と、施設側の賠償責任を認めた。

施設を運営する社会福祉法人「長生福寿会」（名古屋市西区）は「判決の内容を確認して対応を検討したい」としている。

◎記事に関する報告

この記事はいかがでしたか？
リアクションで支援しよう

26 学びがある 75 わかりやすい 67 新しい視点

【関連記事】

井戸から白骨遺体、妻「夫が亡くなつて鶏舎に置いたが…臭いしたから捨てた」
妻は「ろれつ回らず、服を脱ぎながら冷たい風呂に」
もう二度と行かない…「がっかり観光地」
頭に「かかと落とし」された女性、搬送先の病院で死亡
80代の夫が頻繁に自慰、妻「心が折れ真っ暗」

最終更新: 8/7(月) 22:57

読売新聞オンライン

アクセスランキング (国内)

- 1 1歳の子供がぐったりと…東海道線事故で“缶詰め”冷房停止で蒸し風呂状態に 帰宅困難で途方に暮れる家族の元に差し伸べられた“救いの手”
FNNプライムオンライン 8/7(月) 16:13



- 2 打ち上げ花火、開始予定の5分後に中止発表…有料観覧席5500席販売
読売新聞オンライン 8/8(火) 7:12



- 3 13歳未満の娘にわいせつ行為、父親に懲役4年判決
朝日新聞デジタル 8/7(月) 21:30



- 4 冷たいもので頭が“キーン”となるのはなぜ？「アイスクリーム頭痛」のメカニズムと対処法をご紹介
CBCテレビ 8/6(日) 6:50



- 5 【台風6号】奄美・九州南部は線状降水帯発生の可能性 記録的な雨量になる所も 台風から遠い東海・西日本の太平洋側でも非常に激しい雨のおそれ
ウェザーマップ 8/8(火) 5:55



Docs for SDGs

SDGsで変える未来 ドキュメンタリーで考える



登録情報を確認
PayPay支払いなら毎日5% (上限あり)

キーワードを入力



マイページ

購入履歴



トップ

速報

ライブ

エキスパート

オリジナル

みんなの意見

ランキング

有料

主要

国内

国際

経済

エンタメ

スポーツ

IT

科学

ライフ

地域

トピックス一覧

老人福祉施設の利用者に暴行、死なせた疑い 介護福祉士を逮捕 足立

10/24(火) 17:11 配信 ■ 2060



朝日新聞
DIGITAL



介護老人福祉施設で利用者の男性を殴って死なせたとして、警視庁は24日、東京都足立区にある「ケアホーム花畠」の介護福祉士、福沢薫容疑者（54）=足立区一ツ家2丁目=を傷害致死の疑いで逮捕し、発表した。【厚生労働省】
施設内でも力をねられ、腹が立ち1発強く殴ってしまったと容疑を認めているという。

事件が起きた介護老人福祉施設「ケアホーム花畠」=2023年10月24日午後6時28分、東京都足立区花畠8丁目、長妻昭明撮影

捜査1課によると、福沢容疑者は8月19日昼、久保栄治さん（81）=足立区=の顔を右手で殴る暴行を加え、翌20日、搬送先の病院で急性硬膜下血腫などで死亡させた疑いがある。久保さんは18日からシカイトスティで施設を利用していた。

福沢容疑者は久保さんの顔のあざについて、「顔にあつかった」という虚偽の報告を施設側にしていた。久保さんは19日夜は意識があったとみられるが、20朝に呼びかけに応じなくなったら、職員が同日午後2時ごろ119番通報し、事件が発覚した。（増山祐史、遠藤美波、長妻昭明）

朝日新聞社

この記事はいかがでしたか？
リアクションで支援しよう



523

1,428

607

◎ 記事に関する報告

【関連記事】

失踪した娘から絶縁状が 上野千鶴子さん「胸に手をあててみて」
50代で認知症になった夫と「最後の家族旅行」 介護する妻の願い
「死刑囚の元同僚」ツイッターで実名発信 孤独な人の相談に乗る理由
皿洗い中に涙、3児の母が陥った孤育ての闇 夫は「いいとこどり」
「仕事を休みたくない」 体重29キロ、摂食障害の姉が明かした秘密

最終更新: 10/25(水) 6:49

朝日新聞デジタル

アクセスランキング (国内)

1 盗んだスマホは「生配信中」…犯人の顔まで配信で会話筒抜け 視聴者一部始終目撃
テレビ朝日系 (ANN) 10/26(木) 12:57



2 「金龍ラーメン道頓堀店」に「龍のしっぽ」撤去命じる判決…隣接地へのみだし認定
読売新聞オンライン 10/26(木) 20:55



3 「ずっとしゃがんだまま歌っていて…」BUCK-TICK櫻井敦司さん急死 コンサート中に救急搬送も「脳幹出血」で亡くなる [Nスタ解説]
TBS NEWS DIG Powered by JNN 10/25(水) 21:29



4 食い逃げ、無賃乗車、遺体晒し…迷惑YouTuber、海外メディアでも波紋 「日本の安全とおもてなしに対する評判を悪用」
J-CASTニュース 10/26(木) 18:02



5 自閉症の男性は悲痛な行動に出た 福祉法人で障害者虐待、役員が「股間をつかめ」 市役所はネグレクト告発を受け付けず
47NEWS 10/26(木) 10:32



